

数学教育学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、数学教育学会と称する。その英文名は、Mathematics Education Society of Japan (略称 MESJ) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、より良い数学教育の実現を目指した、学理と実践に基づく総合的研究を使命とし、すべての教育現場における数学教育の充実を目指す指導的な人材の活動に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的の達成のために、次の事業を行う。

- (1) 春季年会、秋季例会、ならびに研究会の開催
 - (2) 学会誌発行
 - (3) 国際会議の開催
 - (4) 図書発行
 - (5) 講習会の開催
 - (6) 調査活動
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員及び社員

(種別)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 准会員 正会員としての、長年の功績を理事会が認めた個人。
- (3) 学生会員 正会員資格を取得予定の学生。
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。
- (5) 名誉会員 学識経験者であるかまたはこの法人に功労のあった、理事会において承認された個人。

(入会)

第6条 正会員、准会員、学生会員又は賛助会員として入会、または会員種別を変更しようとする者は、別に理事会の定める規程により申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、准会員、学生会員、賛助会員は、社員総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

- 2 前項の会費の支払いは、毎年3月から翌年2月までを期間として、定められた額を納付するものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員について、除名すべき正当な事由があるとき、社員総会の決議により除名することができる。

る。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行せず、理事会が認めたとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 3 役員及び代議員たる会員が、会員たる資格を喪失したときは、役員及び代議員たる地位を喪失する。

(社員及び代議員)

第12条 この法人の社員は正会員の中から、正会員及び名誉会員により選出される代議員をもって、一般社団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(代議員の構成・定数)

第13条 代議員の人数は35名以上、55名以内とする。

(代議員の選出)

第14条 代議員を選出するため、正会員及び名誉会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において別に定める。

- 2 代議員は、正会員から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 3 第1項の代議員選挙において、正会員あるいは名誉会員である個人は1名につき1個の選挙権を有する。

(代議員の任期)

第15条 代議員の選挙は、2年毎に実施することとし、その任期は、選任の翌々年に実施される代議員選挙終了の時までとし、再選を妨げない。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに会則変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

- 2 欠員又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 代議員が欠けた場合又は第13条所定の員数が欠けた場合は、任期満了又は辞任により退任した代議員は、後任者が就任するまで、なお代議員としての権利義務を有する。

(会員の権利)

第16条 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（会則の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 2 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員、及び名誉会員の同意がなければ、免除することができない。

（代議員の報酬）

第17条 代議員は無報酬とする。

第3章 社員総会

（構成）

- 第18条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
 - 3 会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

（権限）

- 第19条 社員総会は、次の事項を決議する。
- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 会則の変更
 - (3) 会費の額
 - (4) 会員の除名
 - (5) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの会則で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第22条の書面に記載された目的事項以外の事項は、決議することができない。

（開催）

第20条 社員総会は、定時社員総会として毎年 春（3月～5月）に1回開催する。秋（9月～10月）及び必要がある場合には、臨時社員総会を開催する。

（招集）

- 第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 社員の5分の1以上の総意をもって、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

- 第22条 社員総会を招集するには、社員総会開催の日の2週間前までに、社員に対して書面でその通知を発しなければならない。
- 2 前項の通知には、社員総会の日時、場所、目的事項、その他法令で定める事項を記載しなければならない。

（議長）

第23条 定時社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。その他の臨時社員総会の議長は当該社員総会において社員の中から選出する。

（決議）

第24条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの会則に特に規定するものを除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使等）

第25条 社員は、法人法の定めるところにより、議決権の代理行使（法人法第50条）、書面による議

決権の行使（法人法第51条）及び電磁的方法による議決権の行使（法人法第52条）を行うことができる。

- 2 前項の場合における第24条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、総社員の3分の2以上の社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

（報告の省略）

第26条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、総社員の3分の2以上の社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなすものとする。

（議事録）

第27条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 第1項の議事録には、議長、監事1名及びその総会において選任された議事録署名人1名以上が、署名押印する。

（社員総会運営についての規定）

第28条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの会則に定めるもののほか、理事会において別に定めるものとする。

第4章 役員及び名誉役員

（種類及び定数）

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を会長代行とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、会長以外の理事のうち9名以上14名以内を同法上の業務執行理事とする。

第30条 この法人に、名誉役員を若干名置くことができる。

その名称、役割、任期及び選任方法は理事会において別に定める。

（選任等）

第31条 理事及び監事は代議員の中から、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、その決議によって、理事の中から、会長及び会長代行を選任し、会長は会長以外の理事から業務執行理事を選任する。

（理事の職務・権限）

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの会則で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの会則で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の業務執行にかかわる職務を代行する。

（監事の職務・権限）

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、議事録署名人になること。

（任 期）

- 第34条 第29条に定める役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員が欠けた場合は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(解任)

- 第35条 第29条に定める役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員の半数以上の出席の下で、出席社員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第36条 役員は無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第5章 理事会

(設置)

- 第37条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第38条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 会長、会長代行の選定及び解職
 - (2) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (3) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

- 第39条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

- 第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第41条 理事会の決議は、この会則に別段の定めがあるもののほか、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、当該理事会に出席した代表理事及び監事は、これに署名・押印する。

(理事会規則)

- 第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの会則及び社員総会が別に定めるもののほか、理事会において定めるところによる。

第6章 財産及び会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規則によるものとする。

第7章 会則の変更、合併及び解散等

(会則の変更)

第47条 この会則は、社員総会の決議により変更することができる。

(残余財産の処分)

第48条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 部及び委員会

(部及び委員会の設置)

第49条 この法人の下に、学術的活動のための各種委員会を、理事会に業務執行のための各種部を設置することができる。これらに係わる規則は理事会において別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公 告)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法等により行う。

付記事項

本会則は、平成25年3月22日から施行する。